

大和スポーツセンター使用料 (令和5年10月1日 施行)

(単位:円)

(1)専用使用料

公園名	施設名	区分	単位	使用料					
				1 入場料その他これに類する料金を徴収しない場合			2 入場料その他これに類する料金を徴収する場合		
				(1)アマチュアスポーツ及び文化行事	(2)その他	(3)営利営業目的のもの	(1)アマチュアスポーツ及び文化行事	(2)その他	(3)営利営業目的のもの
大和総合運動公園	大和スポーツセンター	アリーナ	全面	980	1,960	4,900	1,960	3,920	9,800
			半面	490	980	2,450	980	1,960	4,900
		ホール		2,470	4,940	24,700	4,940	9,880	49,400
		柔剣道場	全面	500	1,000	2,500	1,000	2,000	5,000
			半面	250	500	1,250	500	1,000	2,500
		会議室	大会議室	360	720	1,800	720	1,440	3,600
			中会議室	240	480	1,200	480	960	2,400
			小会議室	120	240	600	240	480	1,200
		講座室	大講座室	240	480	1,200	480	960	2,400
			小講座室	120	240	600	240	480	1,200

① 上記2により使用する場合は、最高の入場料に(2)は50を、(3)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
 ② 午前9時以前の使用については、1時間当りの使用料に1.5を乗じた額を徴収する。
 ③ 1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(2)コートによる使用料

区分	種目	単位	金額
アリーナ	バスケットボール	1時間当たり	490
	バレーボール	1時間当たり	490
	ドッジボール	1時間当たり	490
	バドミントン	1時間当たり	180
	ソフトバレーボール	1時間当たり	180
	バウンドテニス	1時間当たり	180
	インディアカ	1時間当たり	180
	卓球	1時間当たり	150

① 午前9時以前の使用については、1時間当りの使用料に1.5乗じた額を徴収する。
 ② 1時間に満たないときは、1時間として計算する。

(3)個人使用料

区分	単位	金額
柔剣道場	1人1回	120
トレーニング室	3時間	240
シャワー室	1人1回	50

1 高校生以下についてはシャワー室を除き半額とする。
 2 シャワー室については、他の有料施設を利用した場合は徴収しない。

(4)附属設備使用料(1時間)

附属設備名	金額	
暖房(アリーナ・ホール)	7,400	
冷房(アリーナ・ホール)	8,640	
冷暖房	大会議室	540
	中会議室	360
	小会議室	180
	講座室	180
	柔剣道場	540

※ その他の附属設備を使用する際にも、別途料金が必要です。

注意: 使用者が使用開始する日の5日前までに使用の取消しをしない場合は、使用料の納付となります。

グラウンド・コート使用料(1時間)

(単位:円)

使用区分 使用時間区分			専用使用料					
			1. 入場料等これに類する料金を徴収しない場合			2. 入場料等これに類する料金を徴収する場合		
			(1)アマチュアスポーツ及び文化事業	(2)その他	(3)営利営業目的のもの	(1)アマチュアスポーツ及び文化事業	(2)その他	(3)営利営業目的のもの
多目的グラウンド	1時間当たり	全面	480	960	2,400	960	1,920	4,800
		半面	240	480	1,200	480	960	2,400
		1/4	120	240	600	240	480	1,200
テニスコート	1時間当たり	1面	300	600	1,500	600	1,200	3,000

① 上記2により使用する場合は、最高の入場料に(2)は50を、(3)は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。
 ② 午前9時以前の使用については、1時間当りの使用料に1.5を乗じた額を徴収する。
 ③ 1時間に満たないときは、1時間として計算する。

附属設備(夜間照明) 使用料(30分)

区分	照明の程度	金額	
多目的グラウンド	4塔点灯	一般競技	3,640
		レクリエーション	2,520
	軟式野球(1面につき)	一般競技	2,520
		レクリエーション	1,840
	ソフトボール(1面につき)	一般競技	1,050
		レクリエーション	670
	陸上競技	一般競技	2,450
		レクリエーション	1,720
	サッカー	一般競技	1,970
		レクリエーション	1,480
	テニスコート	1面につき	210

注意: 使用者が使用開始する日の5日前までに使用の取消しをしない場合は、使用料の納付となります。